

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月15日  
照会部署名 大津年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 アシスタントマニュアルインストラクター(課長) 奥野 由寿  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 中島

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—134	本部受付番号 No. 2010—1039
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

適用年月日を遡及する新規適用届について

(内容)

新規適用届時の適用年月日については、適用業務処理マニュアルI-1-4等において、事実が確認できる場合は遡及して適用しても良いこととなっていますが、事実確認した日時点では管轄外にて事業を行なっていた場合について次のどちらで取扱いすべきかご教示願います。

- ① 適用年月日時点では、他県で事業を行なっていたため、他県にて新規適用の申請を行い、同時に事業所所在地変更届の提出を行なう。
- ② 届書提出日においては当事務所管轄内に事業実態があるため、当事務所にて新規適用届の申請を行なう。

(ブロック本部回答)

既存の諸規定において明らかでないため、本部に照会してくださいますようお願いいたします。

回答日 平成22年10月19日  
回答部署名 近畿ブロック本部適用徴収支援部厚年適用支援G  
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）新村知之  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

（本部回答）

ご照会の件については、受付時点の所在地と異なる都道府県で、遡って適用すべき事実が確認できれば、事実に基づき、受付時点の所在地と異なる都道府県で新規適用届等の処理を行うこととされた。

なお、受付する事務所は、現時点の事業所所在地を管轄する年金事務所で差し支えないが、都道府県により健康保険の保険料率が異なるということの説明をする必要がある。

回答日 平成22年11月 1日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一般) 上仁武  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上